

工事請負 仮契約書(案)

1	工 事 名	(仮称) 日の出地区防災スポーツ施設等整備事業
2	工 事 場 所	浦安市日の出七丁目3番1、2、3、4、5及び6
3	契 約 期 間	令和 9 年 月 日から 令和12年10月31日まで
4	請 負 代 金 額	金 円
		うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
5	契約保証金額	以下に定める約款（以下「 本約款 」という。）第4条に定めるとおり。
	建築士法第22条の3の3 に定める記載事項	別紙1のとおり。
	解体工事に要する費用等	別紙2のとおり。
	建設発生土の搬出先等	本約款の定めるところに従って作成する実施設計図書に定めるとおり。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別途の条項によって公正な請負契約（以下「**本請負契約**」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浦安市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得たときは、地方自治法第234条第5項の規定に基づく契約書とする。

ただし、議会の可決を得られないとき、本請負契約は無効となり発注者は損害賠償の責は負わない。

本請負契約の証として本書●通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通保有する。

(仮契約日) 令和 年 月 日

(本契約日) 令和 年 月 日

発注者 住 所 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
名 称 浦安市
浦安市長 内田 悦嗣 印

受注者 住 所
名 称 印

(仮称) 日の出地区防災スポーツ施設等整備事業 工事請負契約約款

目次

第 1 条	(総則)	1
第 2 条	(関連工事の調整)	2
第 3 条	(請負代金内訳書及び工程表)	2
第 3 条の 2	(適正な労務費の確保等)	2
第 3 条の 3	(設計)	3
第 3 条の 4	(工事監理)	4
第 4 条	(契約の保証)	5
第 5 条	(権利義務の譲渡等)	5
第 6 条	(著作権の譲渡等)	6
第 7 条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	7
第 8 条	(下請負人の通知)	7
第 9 条	(特許権等の使用)	7
第 10 条	(監督員)	7
第 11 条	(管理技術者)	8
第 12 条	(現場代理人及び主任技術者等)	8
第 13 条	(履行報告)	9
第 14 条	(工事関係者等に関する措置請求)	9
第 15 条	(工事材料の品質及び検査等)	9
第 16 条	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	10
第 17 条	(支給材料及び貸与品)	10
第 18 条	(工事用地の確保等)	11
第 19 条	(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	12
第 20 条	(条件変更等)	12
第 21 条	(要求水準書等の変更)	13
第 22 条	(設計、工事及び工事監理の中止)	13
第 23 条	(著しく短い契約期間の禁止)	13
第 24 条	(受注者の請求による契約期間の延長)	14
第 25 条	(発注者の請求による契約期間の短縮等)	14
第 26 条	(契約期間の変更方法)	14
第 27 条	(請負代金額の変更方法等)	14
第 28 条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	15
第 29 条	(臨機の措置)	15
第 30 条	(一般的損害)	16
第 31 条	(第三者に及ぼした損害)	16
第 32 条	(不可抗力による損害)	16
第 33 条	(法令の変更)	17
第 34 条	(請負代金額の変更に代える要求水準書等の変更)	18
第 35 条	(検査及び引渡し)	18
第 36 条	(請負代金の支払い)	18
第 37 条	(部分使用)	19
第 38 条	(前金払及び中間前金払)	19
第 39 条	(保証契約の変更)	20
第 40 条	(前払金の使用等)	20
第 41 条	(部分払)	21
第 42 条	(部分引渡し)	21

第 43 条	(債務負担行為又は継続費に係る契約の特則)	22
第 44 条	(債務負担行為又は継続費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)	22
第 45 条	(債務負担行為又は継続費に係る契約の部分払の特則)	23
第 46 条	(第三者による代理受領)	23
第 47 条	(前払金等の不払に対する工事中止)	23
第 48 条	(契約不適合責任)	24
第 49 条	(性能保証責任)	24
第 50 条	(発注者の任意解除権)	24
第 51 条	(発注者の催告による解除権)	24
第 52 条	(発注者の催告によらない解除権)	25
第 53 条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	25
第 54 条	(公共工事履行保証証券による保証の請求)	26
第 55 条	(受注者の催告による解除権)	26
第 56 条	(受注者の催告によらない解除権)	26
第 57 条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	26
第 58 条	(解除に伴う措置)	27
第 59 条	(発注者の損害賠償請求等)	28
第 60 条	(受注者の損害賠償請求等)	28
第 61 条	(契約不適合責任期間等)	29
第 62 条	(火災保険等)	30
第 63 条	(あっせん又は調停)	30
第 64 条	(仲裁)	30
第 65 条	(情報通信の技術を利用する方法)	30
第 66 条	(秘密の保持)	30
第 67 条	(個人情報の保護)	31
第 68 条	(補則)	31
地域経済への貢献金額に係る提案の未達成に係る特約条項		32
談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項		33
暴力団排除に関する特約条項		34
別記 個人情報取扱特記事項		36
別紙 1 建築士法第22条の3の3に定める記載事項		39
別紙 2 分別解体等の方法等		40

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書に従い、日本国の法令を遵守し、本請負契約（本約款及び要求水準書等を内容とする設計業務、建設業務及び工事監理業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 本約款における用語の定義は、本約款に特別の定めがある場合を除き、（仮称）日の出地区防災スポーツ施設等整備事業募集要項又は（仮称）日の出地区防災スポーツ施設等整備事業要求水準書（以下「**要求水準書**」という。）に定義された意味又は次の各号の意味を有するものとする。
- (1) 「**質問回答書**」とは、発注者が令和[]年[]月[]日に公表又は通知した募集要項等に関する質問への回答（第1回）、令和[]年[]月[]日に公表又は通知した対面的対話結果（議事録）及び令和[]年[]月[]日に公表又は通知した募集要項等に関する質問への回答（第2回）を総称していう。
 - (2) 「**提案書**」とは、受注者が本事業のために提出した提案書をいう。
 - (3) 「**設計図書**」とは、受注者が要求水準書等及び提案書に基づき作成する基本設計図書、実施設計図書その他本事業の設計に係る一切の書類をいう。
 - (4) 「**要求水準書等**」とは、本事業に係る公募に際して発注者が公表した募集要項、要求水準書、付属資料及び質問回答書を総称していう。
 - (5) 「**設計**」とは、本請負契約及び要求水準書等に定める設計業務（設計図書を作成するために必要な一切の作業を含む。）をいう。
 - (6) 「**工事**」とは、本請負契約及び要求水準書等に定める建設業務（工事目的物を完成させるために必要となる一切の作業を含む。）をいう。
 - (7) 「**工事監理**」とは、本請負契約及び要求水準書等に定める工事監理業務（工事目的物を完成させるために必要となる一切の作業を含む。）をいう。
 - (8) 「**工事目的物**」とは、本請負契約の目的物たる施設をいう。
 - (9) 「**工期**」とは、工事に係る工事着手日から終期日までをいう。
- 3 受注者は、本事業の設計、工事及び工事監理を契約書記載の契約期間内に完成し、要求水準書に定める完成図書を整備のうえ工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 4 設計方法、仮設、施工方法その他成果物を完成するために必要な一切の手段（以下「**設計・施工方法等**」という。）については、本約款及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 受注者は、浦安市情報セキュリティ規程の趣旨を踏まえ、発注者が提供する業務遂行に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、本請負契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 本約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 本約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

- 10 本約款及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 11 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 本契約に係る訴訟については、第一審の専属的管轄裁判所を千葉地方裁判所とすることに合意する。
- 13 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、本工負契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本請負契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第 2 条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び要求水準書等に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第 3 条 受注者は、本請負契約締結後 14 日以内に要求水準書等に基づき請負代金内訳書（以下「**内訳書**」という。）及び設計、工事及び工事監理の工程及び工事を示した全体工程表（以下「**全体工程表**」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 5 項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。
- 3 全体工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（適正な労務費の確保等）

第 3 条の 2 発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、**労務費に関する基準**（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 34 条第 2 項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
 - (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を、直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2号の支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(設計)

第3条の3 受注者は、次の各号その他本請負契約の定めるところに従い、要求水準書等及び提案書に基づき、本事業に係る設計を行う。

- (1) 受注者は、本請負契約の締結後速やかに、第11条に規定する管理技術者を配置し、設計着手前に、事業実施体制及び要求水準書等及び提案書に規定する提出を要する書類を発注者に届け出るものとする。
- (2) 受注者は、設計の着手前に要求水準書等及び提案書の定めるところに従い、現場等の事前確認を行った上で、全体事業計画書及び設計業務計画書（本号に基づき発注者の承諾を得たものを以下「**全体事業計画書等**」という。）を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。
- (3) 受注者は、設計に伴い必要な各種申請等の法的手続等の一切を受注者の責任により実施し、各種申請等の関係機関との協議内容を適時に発注者に報告するものとし、発注者の求めがある場合その他必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを発注者に提出する。
- (4) 設計に着手するに当たり、受注者は、要求水準書等及び提案書の定めるところに従い、本事業において必要と思われる調査（現況測量、地質調査、土壌調査及び振動測定等を含むが、これらに限られない。以下本号において同じ。）について、発注者及び関係機関と十分協議を行った上で受注者の責任で実施する。なお、調査を実施する際は、事前に発注者と協議を行うほか、必要に応じて申請手続を行い、また、住民説明を行う等近隣に配慮しなければならない。
- (5) 受注者は、設計を実施するにあたり、全体事業計画書等に基づき、自己の責任で設計の進捗管理を行い、要求水準書等及び提案書の定めるところに従い、発注者に対し、定期的に、一定期間において進捗した設計の内容その他進捗状況に関し、発注者の承諾した様式及び内容により報告書等を提出し、発注者の確認を得るものとする。発注者は、設計の内容その他設計の進捗状況に関して、随時に、受注者に対して説明を求めることができるほか、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。
- (6) 受注者は、工事に係る実施設計が完成した後速やかに、要求水準書等に定めるところに従い、発注者の承諾した様式及び内容により発注者に設計業務完了届を提出するとともに、設計図書を発注者に提出して確認を得るものとする。
- (7) 発注者は、前号の規定に従い提出された設計図書のいずれかが、法令、本請負契約の規定、発注者の確認を得た他の設計図書、要求水準書等及び提案書の水準を満たさない又はこれらの内容に適合していない若しくは逸脱していることが判明した場合、当該設計図書の受領後30日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう受注者に対して通知することができる。

- (8) 受注者は、前号の通知を受けた場合、速やかに当該箇所を是正するものとする。ただし、受注者が発注者の通知の内容に意見を述べ、発注者がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。
- (9) 前号の定めるところに従いなされる設計図書の是正に要する一切の費用は、受注者の負担とする。ただし、当該是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合、発注者の指示の不備・誤りによる場合その他の発注者の責めに帰すべき事由による場合において、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が当該要求水準書等の記載又は発注者の指示の不備・誤りが不適当であることを知りながら発注者に異議を述べなかった場合その他の受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき事由の看過の場合は、この限りでない。
- (10) 第8号の定めるところに従い受注者が是正を行った場合、受注者は、直ちに是正された設計図書を発注者に提出の上、発注者の確認を得るものとする。この場合、当該確認手続は、第7号から前号までの規定による。ただし、第7号に掲げる期間の定めは適用せず、発注者は是正された設計図書の受領の後、速やかに確認を行うものとする。
- (11) 受注者は、設計図書が発注者により受領された後14日以内に発注者から第7号の通知（前号によって準用された場合を含む。）がない場合は、第6号の確認がなされたものとみなし、当該設計図書に係る工事目的物につき、次の工程に進むことができる。なお、本号は、発注者の確認が得られた設計図書（発注者の確認が得られたとみなされたものを含む。）と発注者の確認が得られていない設計図書（発注者の確認が得られたとみなされたものを除く。）がある場合に、前者の設計図書に係る工事目的物について、受注者が次の工程に進むことを妨げない。
- (12) 第6号から第11号までの規定は、設計図書の変更について第20条の定めるところに従って発注者の確認を得る場合に準用する。

2 発注者は、前項各号、第20条その他本請負契約に定める発注者の確認（発注者の確認が得られたとみなされたものを含む。）又は承諾等を理由として工事の設計、施工その他本請負契約の履行の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、受注者は、発注者の確認又は承諾等をもって、第48条の責任を免れることはできない。

(工事監理)

第3条の4 受注者は、要求水準書等及び提案書に基づき、工事目的物の工事監理を行うものとする。

2 受注者は、工事着手の14日前までに、要求水準書等及び技術提案に基づいて工事監理計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して前項の工事監理計画書の修正を請求することができる。

4 要求水準書等又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工事監理計画書の再提出を請求することができる。

5 工事監理計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

6 受注者は、工事監理が完了したときは、直ちに、工事監理の結果を発注者に報告しなければならない。

- 7 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から10日以内に、要求水準書等に定めるところにより、工事監理の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 8 受注者は、前項（本項において準用する場合を含む。以下同じ。）の検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を講じて、工事監理を完了させなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 9 第7項の規定による検査に要する費用は、受注者の負担とする。

（契約の保証）

第4条 受注者は、発注者があらかじめ契約保証金の納付等の必要がないと認めた場合を除き、本請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出
 - (3) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は**保証事業会社**（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「**電磁的方法**」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「**保証の額**」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第59条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、本請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、あるいは担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、設計図書（未完成の設計図書及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）、工事監理を行う上で得られた記録及び工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第15条第2項の規定による検査に合格したもの及び第41条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなお本請負契約の履行又は工事目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本請負契約の履行又は工事目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第6条 発注者が本事業に関して又は本請負契約に基づいて受注者に対して提供した情報、書類及び図面等に関する著作権（発注者に権利が帰属しないものを除く。）は、発注者に属する。実施設計図書及び工事目的物に係る著作権者の権利は、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、実施設計図書及び工事目的物が著作物に該当するか否かによらず、実施設計図書及び工事目的物を、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用に係る権利及び権限は、本建設工事請負契約の終了後も存続するものとする。受注者は、実施設計図書及び工事目的物につき、次の各号に掲げる発注者の利用が可能となるよう必要な措置を講じなければならない、かつ自ら又は著作権者（発注者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 実施設計図書の全部若しくは一部又は工事目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
- (2) 実施設計図書又は工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (3) 工事目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委任する第三者をして実施設計図書について複製、頒布、展示、改変、変形、翻案その他の修正をすること。
- (4) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
- (5) 工事目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

- 3 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 実施設計図書及び工事目的物の内容を公表すること。
- (2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 実施設計図書を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

- 4 受注者は、自ら又は著作権者をして、実施設計図書及び工事目的物に係る著作権者の権利につき第三者に対して譲渡、承継その他処分をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 5 受注者は、その作成する設計図書及び工事目的物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。受注者は、その作成する設計図書が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 6 発注者は、受注者が実施設計図書の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号）に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）を利用することができる。
- 7 受注者は、請負代金が本条に基づく実施設計図書及び工事目的物の利用権の付与その他の権限の発注者による取得の対価を含むものであることを確認する。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第7条 受注者は、設計、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事又は工事監理を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、設計、工事又は工事監理の一部を第三者に請負わせようとするときは、書面をもって当該作業の着手前に下請負者の名称、作業計画書その他必要な事項を発注者に通知し承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本請負契約に基づく一切の義務を遵守させると共に、発注者に対して下請負者の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。
- 4 発注者は、受注者に対して、下請負人が当該作業の実施につき著しく不適当と認められるときは、その変更を求めることができる。

（下請負人の通知）

- 第8条 発注者は、受注者に対して、設計、工事及び工事監理において下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「**特許権等**」という。）の対象となっている工事材料、設計・施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、設計・施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

- 第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、本約款の他の条項に定めるもの及び本約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する設計図書を完成させるための受注者に対する設計に関する指示
 - (2) 本約款及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

- (3) 設計に関する受注者との協議
- (4) 設計及び工事監理の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合又は監督
- (5) 本請負契約の履行についての受注者、受注者の管理技術者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (6) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (7) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、本約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、本約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（管理技術者）

第11条 受注者は、設計及び工事監理について作業全般の管理をつかさどる**管理技術者**（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。以下同じ。）を定め、発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、発注者又は監督員の監督又は指示に従い、又要求があったときは当該作業地域の細部業務計画および業務実施状況等の報告をしなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第12条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者、監理技術者又は**監理技術者補佐**（建設業法第26条3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「**主任技術者等**」という。）

(3) **専門技術者**（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、本請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第14条 第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、本請負契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第13条 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、本請負契約の履行について発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、提案書において提案した契約期間における地域経済への貢献金額に関して、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ）の発注計画を作成し、前年度の2月末日までに発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、履行期間中各年度終了時に、前項に規定する計画に対する発注実績を示した達成状況を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、前項に規定する報告に際し、発注者の求めに応じて達成状況の内容を証明する書類（地元企業への発注に係る契約書の写し等）を提出しなければならない。

(工事関係者等に関する措置請求)

第14条 発注者は、設計又は工事監理の管理技術者、現場代理人又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその職務（主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前二項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第15条 工事材料の品質については、要求水準書等に定めるところによる。要求水準書等にその品質が明示されていない場合にあつては、要求水準書等に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第16条 受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、要求水準書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第17条 発注者が受注者に支給する工事材料及びその他支給する物品（以下「**支給材料等**」という。）

並びに貸与する建設機械器具及びその他貸与する物品（以下「**貸与品等**」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料等又は貸与品等の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料等又は貸与品等を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料等又は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料等又は貸与品等の引渡しを受けた後、当該支給材料等又は貸与品等に種類、品質又は数量に関し本契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料等若しくは貸与品等に代えて他の支給材料等若しくは貸与品等を引き渡し、支給材料等若しくは貸与品等の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料等若しくは貸与品等の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料等又は貸与品等の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料等及び貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、工事の完成又は要求水準書等の変更等によって不用となった支給材料等又は貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料等又は貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料等又は貸与品等の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第18条 発注者は、工事用地その他要求水準書等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「**工事用地等**」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（要求水準書等及び設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成又は要求水準書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第19条 受注者は、工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第15条 第2項又は第16条 第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第20条 受注者は、設計、工事及び工事監理に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 要求水準書等の内容が一致しないこと。

(2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。

(3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。

(4) 設計の履行上の制約等要求水準書等に示された自然的若しくは人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること又は工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 要求水準書等で明示されていない履行条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

第1項第1号又は第3号のいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの

要求水準書等については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。

第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

要求水準書等については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。

第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

発注者と受注者が協議の上、要求水準書等については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。

- 5 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等の変更)

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計、工事及び工事監理の中止)

第22条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって発注者及び受注者の責めに帰すことができないもの（以下「**不可抗力**」という。）により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、設計、工事及び工事監理の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計、工事及び工事監理の中止内容を受注者に通知し、設計、工事及び工事監理の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により設計、工事及び工事監理を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が設計、工事及び工事監理の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計、工事及び工事監理の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い契約期間の禁止)

第23条 発注者は、契約期間の延長又は短縮を行うときは、設計、工事及び工事監理に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により設計、工事及び工事監理の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による契約期間の延長)

第24条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により契約期間内に工事目的物を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に契約期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長しなければならない。発注者は、その契約期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による契約期間の短縮等)

第25条 発注者は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間の変更方法)

第26条 契約期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約期間の変更事由が生じた日（第24条の場合にあっては発注者が契約期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が契約期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第63条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第64条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

第27条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

4 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第63条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第64条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第28条 発注者又は受注者は、契約期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、**変動前残請負代金額**（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下本条において同じ。）と**変動後残請負代金額**（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負代金額に相応する額をいう。以下本条において同じ。）との差額のうち変動前残請負代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により契約期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第63条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第64条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(臨機の措置)

第29条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。ただし、不可抗力により臨機の措置を講じた場合には、第32条に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

(一般的損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本請負契約の履行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第32条 第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第62条 第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第31条 設計、工事及び工事監理の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（工事に関しては第62条 第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他設計、工事及び工事監理について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第32条 工事目的物の引渡し前に、不可抗力により、設計図書、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下本条において「**工事目的物等**」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第62条 第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において「**損害**」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第15条 第2項、第16条 第1項若しくは第2項又は第41条 第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「**損害合計額**」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 工事目的物等に関する損害
- 損害を受けた工事目的物等に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害
- 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
- 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物等に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。
- 7 不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用のうち、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくと認められるものについては、受注者の負担とし、その他の費用については、発注者と受注者とが協議して定める。

(法令の変更)

第33条 法令の変更により、損害、損失若しくは追加費用が生じた場合、本請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他工事の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更により、本請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備のために追加費用が必要な場合、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、本請負契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び追加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。

- 2 法令変更が生じた日から 30 日以内に前項の協議が整わない場合、発注者は、受注者に対して、当該法令変更に対する対応を合理的な範囲で指示することができる。受注者は、当該指示に従い、設計、工事及び工事監理を継続するものとする。この場合における損害、損失又は追加費用の負担は、当該法令変更が設計、工事及び工事監理に直接関係するものである場合（設計、工事及び工事監理に直接関係する税制度の新設・変更を含む。）には、発注者がこれを負担するものとし、それ以外の法令変更に基づく場合は、受注者の負担とする。
- 3 法令変更により、設計図書の変更が可能となり、かつ当該変更によって請負代金額の減額が可能な場合、発注者及び受注者は、協議により設計図書について必要な変更を行い、請負代金額を減額するものとする。

（請負代金額の変更に代える要求水準書等の変更）

- 第34条 発注者は、第9条、第17条、第19条 から第22条 まで、第24条、第25条、第28条 から第30条 まで、前条又は第37条 の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更し、かつ、提案書又は設計図書を受注者に変更させることができる。この場合において、提案書又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

- 第35条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会の上、要求水準書等に定める完成図書の整備及び工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって完成図書の整備及び工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完成と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完成を業務の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

- 第36条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「**約定期間**」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第37条 発注者は、第 35 条 第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第38条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と、契約書記載の契約期間終了の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「**保証契約**」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、浦安市公共工事の前金払及び中間前金払取扱要領に基づいて、請負代金額のうち設計に係る費用（以下「**設計費**」という。）については 10 分の 3 以内、工事に係る費用（以下「**工事請負費**」という。）については 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第 1 項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、浦安市公共工事の前金払及び中間前金払取扱要領に基づいて、工事請負費の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の設計費の 10 分の 3 又は工事請負費の 10 分の 4（第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは工事請負費の 10 分の 6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が次の式により算出した額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

当該減額後の設計費×（第 1 項に掲げる割合＋1/10）＋当該減額後の工事請負費×（第 1 項に掲げる割合＋1/10（中間前払金の支払を受けているときは 3/10））

8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（以下「**財務大臣が決定する率**」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第39条 受注者は、前条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第40条 受注者は、前払金（中間前払金を除く。）を設計費、工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の 100 分の 25 を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

2 受注者は、中間前払金を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第41条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第15条 第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額（以下「**出来高金額**」という。）の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、契約期間中●回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{出来高金額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「出来高金額」とあるのは「請負代金請負代金相当額から既に部分払の対象となった出来高金額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第42条 工事目的物について、発注者が要求水準書等において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「**指定部分**」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完成したときについては、第35条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは、「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第36条 中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第36条 第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第36条 第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(債務負担行為又は継続費に係る契約の特則)

第43条 債務負担行為又は継続費に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円
年 度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円
年 度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為又は継続費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第44条 債務負担行為又は継続費に係る契約の前金払及び中間前金払については、第38条 中「本契約書記載の契約期間終了」とあるのは「本契約書記載の契約期間（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第39条 中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第41条 第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「**請負代金相当額**」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「**契約会計年度**」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第38条 第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第38条 第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第38条 第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第39条 第3項の規定を準用する。

(債務負担行為又は継続費に係る契約の部分払の特則)

第45条 債務負担行為又は継続費に係る契約において、前会計年度末における出来高金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 本請負契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については第41条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1) 前払金の支払いを受けている場合

部分払金の額 $\leq$ 出来高金額 $\times 9 / 10 -$ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} $\times$ 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(2) 前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10 -$ 前会計年度までの支払金額 $-$ (請負代金相当額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額) $\times$ (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度	回
年 度	回
年 度	回
年 度	回

(第三者による代理受領)

第46条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第36条（第42条において準用する場合を含む。）又は第41条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第47条 受注者は、発注者が第38条、第41条又は第42条において準用される第36条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事を中止した場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第48条 発注者は、設計図書又は引き渡された工事目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「**契約不適合**」という。）であるときは、受注者に対し、設計図書又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 設計、工事目的物及び工事監理の性質、又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 受注者が共同企業体を結成した場合において、当該共同企業体を解散した後においても、設計図書又は工事目的物が契約不適合であるときは、当該共同企業体の各構成員は、共同連帯して本条に基づく責めを負うものとする。

(性能保証責任)

第49条 受注者は、工事目的物が第36条第3項（第43条においてこの規定を準用する場合を含む。）の引渡しの時において要求水準書等、設計図書又は提案書に規定された性能を有することを要求水準書等の定めるところに従い保証する。

2 前条第4項は、前項の規定による性能保証責任にも準用する。

(発注者の任意解除権)

第50条 発注者は、設計、工事及び工事監理が完成するまでの間は、次条又は第52条の規定によるほか、必要があるときは、本請負契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本請負契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

- (2) 正当な理由なく、設計、工事又は工事監理に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 契約期間内に設計、工事又は工事監理が完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (4) 第12条 第1項第2号に掲げる主任技術者等を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第48条 第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本請負契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちに本請負契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条 第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の履行以外に使用したとき。
- (3) 本請負契約の設計図書又は工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 設計図書又は引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合（工事監理における契約不適合も含む。以下同じ。）において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設等しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者が本請負契約の設計図書又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第55条 又は第56条 の規定によらないで本請負契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条 各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第54条 第4条 第1項の規定により本請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第51条 各号又は第52条 各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、本請負契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他本請負契約に係る一切の権利及び義務（第31条 の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、本請負契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第55条 受注者は、発注者が本請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第56条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本請負契約を解除することができる。

- (1) 第21条の規定により要求水準書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第22条 の規定による工事の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第57条 第55条 又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第58条 発注者は、本請負契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第38条（第44条 において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第41条 及び第45条 の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第51条 、第52条 又は次条3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第50条 、第55条 又は第56条 の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、本請負契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料等があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、本請負契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、本請負契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本請負契約の解除が第51条、第52条又は次条3項の規定によるときは発注者が定め、第50条、第55条又は第56条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後に本請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第59条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 契約期間内に工事を完成することができないとき。
 - (2) 設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第51条又は第52条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第51条又は第52条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第52条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第60条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本請負契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第50条、第55条又は第56条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第36条第2項（第42条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第61条 発注者は、設計図書又は引き渡された工事目的物に関し、第35条第4項又は第5項（第42条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が要求水準書に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、設計図書又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 設計図書又は引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料等の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第62条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を要求水準書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第63条 本約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による千葉県建設工事紛争審査会（以下次条において「**審査会**」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、管理技術者、主任技術者等、専門技術者その他受注者が契約を履行するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第14条 第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第64条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第65条 本約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（秘密の保持）

第66条 発注者及び受注者は、本請負契約又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「**秘密情報**」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、事前に相手方の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から受領した時に公知である情報
- (2) 相手方から受領する前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方から受領した後に発注者又は落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 相手方から受領した後に、開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報

- (5) 相手方から情報を受領した当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (6) 発注者及び受注者が本請負契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報保護)

第67条 受注者は、本請負契約による作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第68条 本約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

地域経済への貢献金額に係る提案の未達成に係る特約条項

(地域経済への貢献金額に係る提案の未達成)

第1条 発注者は、第13条の規定による達成状況の報告を基に、地域経済への貢献金額に係る提案の実施状況の確認を行う。

- 2 前項に基づく確認の結果、入札提案書類提出時に受注者が提案した契約期間における地域経済への貢献金額と受注者による提案の実施状況との間に乖離が生じ、受注者が地域経済への貢献金額に係る提案を達成できない場合には、受注者は、次の式により算定される金額を、契約期間の終期から30日以内に発注者に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が受注者の責によらないと発注者が認めた場合は、この限りでない。

【契約期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

発注者への支払金額＝（提案金額^{※1}－地域経済への貢献金額（実績値））×100%

※1 提案金額：様式第●号に基づき事業者より提案された契約期間の地域経済への貢献金額。

談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「**本請負契約**」という。）と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 浦安市（以下「**発注者**」という。）は、本請負契約の相手方（以下「**受注者**」という。）が事請負契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本工事請負を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「**独占禁止法**」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が協同組合及び共同企業体（以下「**協同組合等**」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 受注者は、前二項の規定により本工事請負が解除された場合は、違約金として、請負金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 本工事請負を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。
- 5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、本工事請負の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

- 第3条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が本工事請負を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、請負金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が本工事請負を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他発注者が認める場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 3 前二項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

暴力団排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「**本請負契約**」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 浦安市（以下「**発注者**」という。）は、本請負契約の相手方（以下「**受注者**」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、本請負契約を解除することができる。

- (1) **役員等**（法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。）が、**暴力団**（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、**暴力団員等**（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）若しくは**暴力団密接関係者**（暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、その相手方が第1号から第5号までのいずれに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 前号に該当する場合のほか、契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、解除を市から求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- 2 本請負契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 前二項の規定により本請負契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定により本請負契約が解除された場合に伴う措置については、本請負契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 発注者は、本請負契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 契約の相手方、自ら、又は本請負契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「**下請事業者等**」という。）が、暴力団又は暴力団員等から契約の適正な履行の妨害又は不当若しくは違法な要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、発注者及び管轄の警察署と協力して、本請負契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

第5条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、指名停止措置要綱の定めるところにより、指名停止の措置を行なう。受注者の下請け事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

(基本的事項)

第1 受注者は、**個人情報**（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報をいう。以下同じ。）及び**特定個人情報**（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本請負契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、**個人情報及び特定個人情報**（以下「個人情報等」という。）の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、本請負契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本請負契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、本請負契約による事務を行うために個人情報等を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、本請負契約による事務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従事者の明確化)

第5 受注者は、本請負契約による事務に関して、特定個人情報を取り扱う場合は、当該特定個人情報を取り扱う従事者を指定しなければならない。

第6 受注者は、本請負契約による事務に関して知り得た個人情報等を、本請負契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、本請負契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 受注者は、本請負契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等を、発注者の指定する作業場所から持ち出してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、本請負契約による個人情報等を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の条件)

第10 受注者は、本請負契約による個人情報等を取り扱う事務を再委託する場合には、受注者及び再受注者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに発注者が指示する事項について、再受注者と約定しなければならない。

(資料等の返却等)

第11 受注者は、本請負契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等は、本請負契約の終了後直ちに消去並びに委託者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第12 受注者は、本請負契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育の実施)

第13 受注者は、本請負契約による事務に従事している者に対し、当該事務に関する個人情報等を取り扱う場合に遵守すべき事項について、研修等の教育を実施しなければならない。

(安全管理措置)

第14 受注者は、本請負契約の履行に当たっては、その業務に関して知り得た個人情報等の漏えい、滅失又は毀損（以下この項において「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置として、少なくとも次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) **管理責任者**（本請負契約の履行に当たって受注者が保有することとなる個人情報等の管理に関する責任者をいう。以下同じ。）及び必要に応じて作業段階ごとの作業責任者を定めて、内部における個人情報等の取扱いに係る責任の所在を明確にしておくこと。この場合において、管理責任者（作業責任者を定めた場合は当該作業責任者を含む。）を定めたときは、その旨を発注者に届け出なければならない。

(2) 個人情報等の取扱状況の把握を可能とするため、管理責任者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、電磁的記録媒体等の使用に関し台帳等を整備して、当該個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しておくこと。ただし、管理責任者が委託を受けた業務の個人情報等の取扱状況を常時把握することができるときは、この限りでない。

(3) 次に掲げる場合を除き、個人情報等が記録される媒体を事務所の外に持ち出してはならないこと。

ア 訪問業務、配送などにより個人情報等を事務所の外に持ち出して業務を行うことが本請負契約の目的である場合

イ ア以外の場合において、やむを得ない理由があるとき。

(4) 前号の場合において、同号の記録媒体を持ち出すときは、次のとおり盗難又は紛失の防止策を講ずること。

ア 持ち出す個人情報等を必要最小限度に抑えること。

イ 電子情報として持ち出す場合は、第三者の目に触れても容易に個人が特定できないように暗号化等すること。

ウ 移送時の体制を明確にすること。

(5) 次に掲げる情報セキュリティ対策を講じること。

ア 個人情報等を記録した紙並びに機器及び電磁的記録媒体は、施錠管理するなど盗難対策を講じること。

イ 個人情報等を記録した情報システムは、不正アクセス対策、不正プログラム対策、データ損失対策等を講じること。

ウ 個人情報等にアクセスすることが認められる者の範囲を限定すること。

(6) 本請負契約の業務に従事する者に対して個人情報保護対策や情報セキュリティ対策に関する研修及び指導を行うこと。

(報告)

第 15 発注者は、受注者が、本請負契約による事務を行うに当たり、個人情報等に関する契約内容の遵守状況について、報告を求めることができる。

(調査)

第 16 発注者は、受注者が本請負契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の状況について、必要があると認めるときに実地調査を行うことができる。

(事故報告)

第 17 受注者は、本請負契約による事務に係る個人情報等の漏えい、滅失、改ざん又は毀損その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 18 受注者は、本請負契約による事務に係る個人情報等の漏えい、滅失、改ざん又は毀損その他の事故が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

別紙1 建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	要求水準書等のとおり
業務の種類、内容及び方法	要求水準書等のとおり

※建築設計業務の場合

作成する設計図書の種類	要求水準書等のとおり
-------------	------------

※建築工事監理業務の場合

工事と設計図書との照合の方法 及び工事監理の実施の状況に関 する報告の方法	要求水準書等のとおり
---	------------

設計（工事監理）に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：	
【資格】：（ ）建築士	【登録番号】
【氏名】：	
【資格】：（ ）建築士	【登録番号】
（建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聴く者）	
【氏名】：	
【資格】：（ ）建築士	【登録番号】
（ ）設備士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨を記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	（一級）建築士事務所
開設者氏名	（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）

（注）契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。

別紙2 分別解体等の方法等

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）											
分別解体等の計画等											
使用する特定建設資材の種類		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材									
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他（_____）									
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他（_____） 敷地境界との最短距離 約_____m その他（_____）									
建築物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容			建築物に関する調査の結果				工事着手前に実施する措置の内容				
	作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他（_____）								
	搬出経路		障害物 ☐ 有（_____） ☐ 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他（_____）								
	特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）		☐ 有（_____） ☐ 無								
	他法令関係（修繕・模様替工事のみ）	石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則）	☐ 有	特定建設資材への付着	☐ 有	☐ 飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等） ☐ 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル等）		☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施			
						☐ 無	☐ 無	☐ 飛散性石綿【吹付け】（鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿） ☐ 飛散性石綿【吹付けではない】（石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等） ☐ 非飛散性石綿（石綿含有スレート板等）		☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施	
	フロン（フロン排出抑制法）		☐ 有（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） ☐ 無								
その他		☐ 有（_____） ☐ 無									
工程ごとの作業内容	工程		作業内容								
	①造成等		造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無								
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無								
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無								
	④屋根		屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無								
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無								
⑥その他（_____）		その他の工事 ☐ 有 ☐ 無									
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種類		量の見込み		使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）				
			☐ コンクリート塊		トン		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥				
			☐ アスファルト・コンクリート塊		トン		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥				
			☐ 建設発生木材		トン		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥				
	（注） ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他										
備考 建設発生木材 ☐ 無 ☐ 有（契約書の写し等 ☐ 有 ☐ 無）											

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。